

第9節 ごみ処理施設の整備

1. 基本的な考え方

本市は、平成27年（2015年）3月まで名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの各焼却施設で燃やすごみの焼却を行ってきました。

稼動から約40年が経過した今泉クリーンセンターは、平成27年（2015年）3月にごみの焼却を停止しました。また、名越クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を実施し、延命化を行いました。稼動からすでに約40年が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えており、令和6年度（2024年度）末で焼却を停止します。

このような状況の下で、将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続していくため、ごみの減量・資源化によって焼却量の削減に努め、令和7年度（2025年度）以降は、広域実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理を行います。

逗子市の焼却施設停止後の将来の広域のあり方については、今後、焼却量の減少やごみ処理施設の集約化を見据え、2市1町の枠組みだけで新たな焼却施設を建設するのではなく、現在、策定中の神奈川県広域化・集約化計画の進捗状況を踏まえ、広域化ブロックの見直しや県内の他市町村との連携について、神奈川県等との協議を進めます。

家庭系生ごみについては、市内に好気性の微生物を活用した新たな施設を整備します。

紙おむつについては、市内に施設を整備するか、あるいは民間事業者へ処理委託をするか、本市にとって最適な資源化手法の検討を進めます。また、名越クリーンセンターの焼却停止後、燃やすごみについて広域連携を中心に処理を図るため、処理施設まで効率的にごみを運搬するための中継施設の整備が必須となることから最適な整備手法等の検討を進めます。

なお、本計画の計画期間内は、ごみ焼却施設が名越クリーンセンターのみとなるため、リスク管理に努めながら、施設の適正管理を行う必要があります。災害時や緊急事態等における処理について、2市1町の広域連携の中で協議するとともに他の市町村との連携や民間活用による処理について検討を進めます。

2. ごみ処理施設の整備計画

ごみ処理施設は、燃やすごみを焼却する「焼却施設」、資源物を処理する「資源化施設」、「その他の施設」に大別できます。

本市のごみの分別等から、ごみ処理に必要となる施設は、次のとおりです。

(1) 焼却施設

平成28年（2016年）の本計画策定時は、令和6年度（2024年度）末に名越クリーンセンターの焼却を停止した後、新たにごみ焼却施設を建設し処理する計画でした。

しかし、施設候補地の地元住民との話し合いが平行線をたどり、名越クリーンセンターの焼却停止期限が迫る中で、改めて最適なごみ処理体制について検討を行うこととしました。

その結果、新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていくこととし、令和6年度（2024年度）末までは名越クリーンセンターのみで焼却処理を行い、令和7年度（2025年度）以降は、広域実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設とともに民間事業者等を活用して処理を行います。

(2) 資源化施設

本市では、現在、カン・ビン、紙類、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油、布団、畳、木質廃材、製品プラスチック等を資源化しています。

笛田リサイクルセンターでは、現在、飲食用カン・ビン及びミックスペーパーの資源化処理や売却するための中間処理として選別、圧縮、梱包を行っていますが、施設の稼働から20年以上が経過しているため、今後は、計画的な維持修繕を継続しながら、施設の適正な維持管理を行います。

その他の資源物については、従来どおり民間事業者による中間処理施設を活用することを基本とします。

新たな生ごみ資源化施設は、好気性の微生物を活用した施設整備を図るとともに小規模な施設から整備し、臭気対策や周辺環境への影響を十分検証したうえで施設規模を拡大し、安定的な処理体制を構築します。

(3) その他の施設

植木剪定材については、資源化施設に運搬するまでの間、積替を行う中継施設が必要ですが、当面の間、現植木剪定材受入事業場を継続利用しつつ、より安全で効率的な運用が図れるよう、2市1町の広域化も視野に入れた、現在地からの移転について検討を行います。

燃えないごみについては、同様に資源化施設に運搬するまでの間、積替を行う中継施設が必要ですが、将来にわたり安定的な施設を運営するために市内の他の場所への移転を検討します。さらに、広域化により、施設を集約することで、さらなる効率化が図れる可能性があることから、将来に向けて2市1町の協議の中で検討を行う必要があります。

また、新たな施設として名越クリーンセンター焼却停止後、燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設を整備します。

施設整備にあたっては、臭気や騒音など施設周辺に十分考慮するとともに地域貢献

型の施設とするための検討を進めます。

3. 市のごみ処理施設

(1) 名越クリーンセンター

ごみ焼却施設として、適正な維持管理と稼働を継続します。

なお、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）にかけて基幹的設備改良工事を実施して延命化を行いました。稼働からすでに約40年が経過して施設全体が老朽化しているため、ごみ焼却施設の稼働は令和6年度（2024年度）末までとし、その後は市内の燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設の候補地としての利活用を検討します。

(2) 今泉クリーンセンター

焼却停止後の平成27年（2015年）4月以降、事業系の燃やすごみ等を名越クリーンセンターへ搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきま。併せて、ごみ処理施設としての利活用を検討します。

(3) 笛田リサイクルセンター

資源物の中間処理施設として、引き続き、処理を行います。今後は、計画的な施設の維持修繕を継続しながら、適正な維持管理を行います。

(4) 最終処分場

本市では、焼却施設から排出される焼却残さを全量民間事業者へ委託して熔融固化処理することで資源化を進めており、将来的にも焼却残さの埋立てを行いません。

現在、鎌倉市生活環境整備審議会からの提言を受け、最終処分場の廃止に向けた調査を進めています。

(参考) 深沢クリーンセンター

当面、し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道管への放流を継続しますが、し尿及び浄化槽汚泥の下水道施設への直接投入など施設のあり方についても検討します。